

広島県選挙管理委員会告示第三十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に次のとおり変更があった。

平成二十年六月十九日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

| 指 定 施 設 | | 変 更 事 項 | 変 更 後 |
|-----------------------|-----|--------------------|-------|
| 病 院 | 種 類 | 名 称 | 所 在 地 |
| 介護老人保健施設 安登やすらぎ苑 | 名 称 | 所 在 地 | 名 称 |
| 呉市安浦町安登西五丁目 一一番一九号 | 名 称 | 変 更 後 | |
| | | 介護老人保健施設 葵の園・安浦 | |